

准看護師養成所の専任教員の確保について

1 准看護師養成所の運営について

養成所の運営については、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」「東京都看護等養成所の運営に関する指導要領」等に基づき指導を行っている。

2 法律等

【保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和24年文部厚生省令第1号）】

○第5条（准看護師学校養成所の指定基準）

- 4 別表4に掲げる各科目を教授するのに適当な教員を有し、かつそのうち5人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること。

【保健師助産師看護師養成所の運営に関するガイドライン(令和2年10月30日医政発1030第1号)】

⇒東京都看護師等養成所の運営に関する指導要領(改正案) (資料2)

○第5 教員等に関する事項

1 専任教員及び教務主任

- (7) 専任教員は、看護師養成所及び准看護師養成所にあつては専門分野ごとに配置し、学生の指導に支障をきたさないようにすること。

- (8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では3人以上、看護師養成所では、3年課程(定時制を含む)であつては8人以上、2年課程(全日制及び定時制)にあつては7人以上、2年課程(通信制)にあつては10人以上、准看護師養成所にあつては5人以上(当分の間、3人以上)確保すること。ただし2年課程(通信制)にあつては学生総定員が300人以下の場合は、8人以上とする。

- (10) 専任教員の担当する授業時間数は、過重にならないよう1人1週間あたり15時間を標準とすること。講義(2年課程(通信制)において行う印刷教材を送付又は指定し、主としてこれにより学修させる授業を除く。以下同じ。)1時間を担当するには準備等に2時間程度要することから、1人の専任教員が担当できる1週間時間当たりの講義時間数の標準を15時間としたものであること。実習を担当する場合にあつては、実習3時間に対し1時間程度の準備等を要すると考えられるので、講義及び実習の担当時間を計画する際の目安とされたいこと。また、2年課程(通信制)の専任教員についても、その業務が過重にならないよう十分に配慮すること。

3 今後の方針

(ワーキンググループ委員総意)

専任教員は、原則5名以上確保することが必要である。また、専門分野(基礎・成人・老年・母子・精神)ごとに配置することが望ましい。配置の状況や専任教員の1週間当たりの講義時間数が標準15時間として計画されているかを指導調査等で確認し、必要性を説明するなど指導・助言する。